

令和8年9月25日
名古屋税関

令和最大量の覚醒剤を押収

—名古屋税関における令和8年上半期不正薬物などの取締り状況—

令和8年上半期(令和8年1月から6月まで)に名古屋税関管内の空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物^{*1}の摘発状況

- 不正薬物は17件摘発し、約50,297gを押収
- 薬種別で覚醒剤は約40,677g(末端価格約21億6千万円、約136万回分の使用に相当する量)を押収

不正薬物全体の密輸入については、摘発件数が17件(前年同期比約13%増)、押収量が約50kg(同約42%増)と、摘発件数及び押収量ともに増加しました。

【ポイント】

- ① 覚醒剤については、摘発件数が4件(同約33%増)、押収量が約41kg(同約33倍)と、摘発件数及び押収量ともに増加しました。特に押収量の増加には、本年6月にアラブ首長国連邦から海上コンテナ貨物を利用し、密輸入しようとした覚醒剤約40kgを押収したことが寄与しています。
- ② THC類製品^{*2}については、摘発件数が5件(同増減なし)、押収量が約9kg(同約2.4倍)と押収量が増加しました。
- ③ 指定薬物^{*3}については、摘発件数が4件(同約33%増)、押収量は約158g(同約35%減)と、摘発件数は増加しましたが、押収量は減少しました。

*1 不正薬物とは、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(コカイン、MDMA等、ヘロイン等)、向精神薬及び指定薬物^{*3}を指します

*2 THC類製品とは、令和6年12月12日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されているTHC類を含有する液体・菓子類を指します

*3 指定薬物とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する指定薬物を指します

2. 金地金の摘発状況

- 金地金は2件を摘発し、約55gを押収

金地金の摘発件数は2件(同約67%減)、押収量は約55g(同約90%減)と減少しました。

本件に関するお問合せ先

名古屋税関 税関広報広聴室

電話：052-654-4008

e-mail: nagoya-somu-koho@customs.go.jp

(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種 類		年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
						(1-6月)	(1-6月)	前年同期比
覚醒剤	件		25	8	4	4	3	133.3%
	g		39,205	17,921	9,844	2,092	1,240	32.8倍
大麻	件		7	16	26	19	6	100.0%
	g		1,051	2,818	18,208	23,365	3,966	2.4倍
大麻草	件		3	11	14	4	1	100.0%
	g		21	35	9,954	10	0	40.0倍
THC類製品	件		R6.12.12摘発分から計上開始		-	15	5	100.0%
	g				-	23,354	3,965	2.4倍
(参考) 大麻樹脂等	件		4	5	12	R6.12.11を以って計上終了		
	g		1,031	2,783	8,254			
麻薬	件		13	10	9	11	3	100.0%
	g		2,822	4,361	5,592	54,824	29,996	2
	錠		3,949	200	83	2,084	-	-
コカイン	件		-	-	1	4	2	50.0%
	g		-	-	2	49,947	29,994	0
MDMA等	件		3	3	5	2	-	1
	g		-	-	597	2	-	2
	錠		3,949	200	83	2,084	-	-
ケタミン	件		4	2	3	4	-	1
	g		2,764	1,300	4,993	4,873	-	0
その他麻薬	件		6	5	-	1	1	-
	g		58	3,062	-	2	2	-
	錠		-	-	-	-	-	-
向精神薬	件		1	-	-	-	-	-
	g		-	-	-	-	-	-
	錠		301	-	-	-	-	-
指定薬物	件		22	5	2	8	3	4
	g		434	1,831	8	7,623	242	158
合計	件		68	39	41	42	15	17
	g		43,511	26,930	33,651	87,904	35,444	50,297
	錠		4,250	200	83	2,084	-	-
銃砲	件		-	-	1	-	-	-
	丁		-	-	1	-	-	-
拳銃部品	件		-	-	-	-	-	-
	点		-	-	-	-	-	-

(資料2) 金地金の摘発実績

種 類		年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
						(1-6月)	(1-6月)	前年同期比
摘発件数	件		-	10	10	10	6	2
	g		-	13,294	7,188	3,757	544	55

(注) 1.令和7、8年の数値は速報値である。

2.数量の表記について、「0」とは0.5g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

3.端数処理のため数値が合わないことがある。

4.「THC類製品」は、令和6年12月12日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されているTHC類を含有する液体・菓子類をいう。
同施行日前は大麻取締法で規制されていた大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等の大麻製品を「大麻樹脂等」で計上していた。

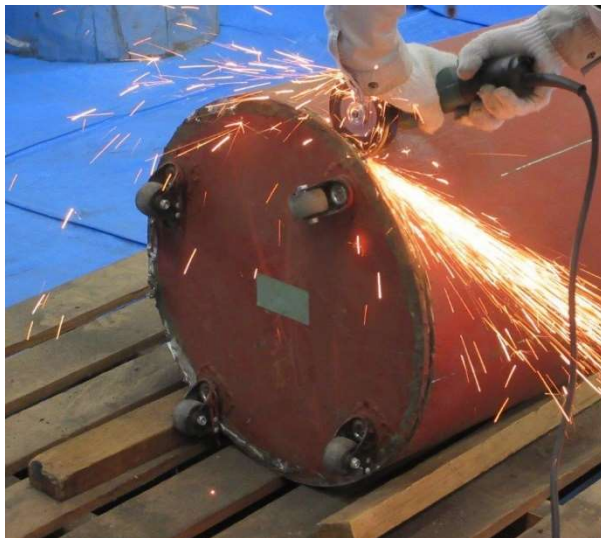
5.①MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

②その他麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法における麻薬のうち、大麻、コカイン、ケタミン、MDMA等以外の薬種(ヘロイン、LSD等)の合計を示す。

6.金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

(資料 3) 摘発事例の紹介 (不正薬物)

事例① (6月に名古屋港で摘発)



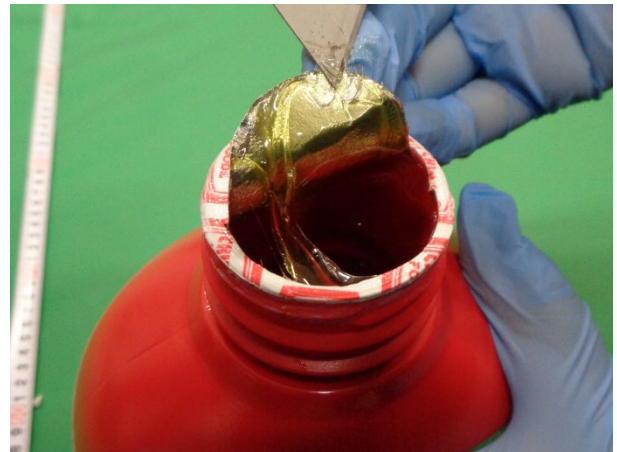
アラブ首長国連邦来海上コンテナ貨物内に隠匿された覚醒剤 39,787.6g を摘発

事例②（３月に中部外郵出張所で摘発）

郵便物①



郵便物②



ベトナム社会主義共和国来国際スピード郵便物２個に隠匿されたＴＨＣ類製品
（黄色粘性物）3,702.322g を摘発

（資料４）不正薬物の密輸形態別摘発件数

（件）

形態別	年					令和８年	
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	(１-６月)	(１-６月)	前年同期比
航空機旅客による密輸入	2	15	12	13	7	8	114.3%
国際郵便物を利用した密輸入	47	16	20	24	8	7	87.5%
商業貨物等を利用した密輸入	17	8	7	4	-	2	全増
航空貨物	17	8	7	4	-	1	全増
海上貨物	-	-	-	-	-	1	全増
船員等による密輸入	2	-	2	1	-	-	-
合計	68	39	41	42	15	17	113.3%